

香川県条例第2号

県の債権に係る延滞金の徴収等に関する条例

(趣旨)

第1条 県の債権に係る延滞金の徴収等については、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(定義)

第2条 この条例において「県の債権」又は「債権」とは、金銭の給付を目的とする県の権利をいう。

2 この条例において「延滞金」とは、履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金をいう。

3 この条例において「公債権」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権をいう。

4 この条例において「強制徴収公債権」とは、公債権のうち、県税の滞納処分の例により徴収することができるものをいう。

5 この条例において「非強制徴収公債権」とは、公債権のうち、県税の滞納処分の例により徴収することができないものをいう。

6 この条例において「私債権」とは、県の債権のうち、公債権以外のものをいう。

(適用除外)

第3条 この条例は、次に掲げる債権については、適用しない。

(1) 地方自治法第240条第4項各号に掲げる債権

(2) 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の規定の全部又は一部が適用される事業に係る債権

(3) その他この条例により難い特別の事情があるものとして規則で定める債権

(延滞金の徴収)

第4条 知事は、県の債権について、督促をしたときは、延滞金を徴収するものとする。

(延滞金の額等)

第5条 延滞金の額は、納期限内に納付されなかった債権の金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）に納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、次の各号に掲げる債権の区分ごとに、それ

それぞれ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額とする。

(1) 強制徴収公債権 年14.5パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）

(2) 非強制徴収公債権 年5パーセント

(3) 私債権 発生原因が契約であるものにあつては契約で定める割合、その他のものにあつては年5パーセント

2 前項各号に規定する年当たりの割合は、^{じっぴん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 前2項の規定により計算した金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 知事は、第1項第3号の割合を定めるときは、特に必要があると認める場合を除き、年5パーセントを下限とするものとする。

(延滞金の減免)

第6条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、延滞金を減免することができる。

(1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

(2) 災害、盗難その他の事故が生じたことにより、納期限内に納付できなかったとき。

(3) その他延滞金を減免することがやむを得ない特別の事情があるとき。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

2 この条例は、この条例の施行の日以後に納期限が到来する県の債権に係る延滞金について適用する。ただし、第6条の規定は、この条例の施行の日前に納期限が到来した県の債権に係る延滞金についても適用する。